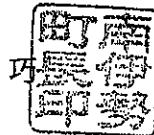


写

南環第442号  
令和3年3月15日

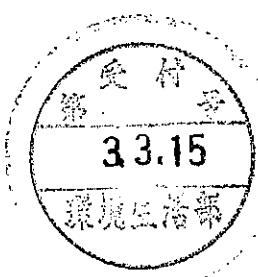
三重県知事 鈴木 英敬 様

南伊勢町長 小山



度会・南伊勢風力発電所建設計画 環境影響評価方法書  
に対する意見について（回答）

のことについて、令和3年1月25日付け環生第16-167号でご依頼のありました標記の件について、環境影響評価法第10条第2項の規定により、別紙の意見を提出します。



## 度会・南伊勢風力発電所建設計画 環境影響評価方法書に対する意見

- (1) 町民起点のまちづくりの推進を図るため、環境評価手続きにおいては、広く住民の参加を募り、有用な意見を事業計画に反映することが重要であり、準備書の手続きにおいても、その基本となる町民への情報提供、透明性の確保を行い、情報を積極的に提供し、町民の理解を得ながら事業を進めること。その際は、丁寧かつ十分な説明を行うこと。
- (2) 南伊勢町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例等を遵守すること。
- (3) 事業想定区域は山地であり、工事途中及び本事業の実施に伴う地形改変や気象状況により、下流部にある2か所の水源地や河川等への土砂や濁水の流出、水量の変化等が懸念される。適正な環境調査、予測及び評価を行い水質や水量の変化、土砂や濁水の流出による影響を極力回避・低減すること。
- (4) 工事中及び供用開始後に懸念される騒音及び低周波音等について、調査地点を4地点としているが、騒音及び低周波音については、風向・風速等の気象条件や地形等の特性の影響を受けることから、最新の知見等に基づき適切な調査、予測及び評価を行うこと。また、風力発電設備等による騒音又は低周波音等の影響を極力回避・低減すること。
- (5) 風力発電所開発行為により、森林面積が減少し、貴重な動植物の生息環境が失われることも予想される。事業実施にあたっては、対象事業区域内の適正な管理運営や、区域内に生息する希少な動植物の保全措置等について十分検討を行い、可能な限り多くの自然環境が保全されるよう検討すること。
- (6) 国道260号線を主要なルートとして想定しているが、工事車両による交通渋滞や車両による騒音については、環境負荷の少ない車両等を利用するとともに、工事用資材等の搬出入路の詳細が未定であるため、搬出入路を示すこと。また、工事車両や重機の稼働による影響を十分に配慮すること。
- (7) 事業実施想定区域及びその周辺は自然豊かで、本町の貴重な景観財産であり、四季を通じて彩豊かな森林景観がみられますが、風力発電開発行為においては、緑豊かな景観に影響を与える可能性があることから、南伊勢町環境保全条例を遵守し、風車本体及び送電線も景観に与える影響についても把握する

など、眺望点からの眺望も阻害する要因を限りなく排除する等、景観に配慮すること。